

第1章 計画策定にあたって

1 久留米市の子ども・子育て支援の基本的考え方

基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもたちが持っている様々な可能性や能力を存分に発揮できるよう、子どもの育ちや子育てを支えていくことは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の久留米市を担っていく人材を育成していく基礎となる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

しかしながら、子どもの育ちや子育てを取り巻く状況は厳しく、雇用の不安定化をはじめとする経済的状況から、結婚や出産についての希望をあきらめる人々がいたり、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいたりします。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、親族や近隣住民からの支援や協力を得ることが困難な状況や、赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることによる子育ての孤立化や不安感、負担感が増大しており、「親育ち」の過程を支援することも必要となっています。

さらに青少年期に入っても、いじめ、非行、引きこもり、不登校といった青少年期の問題行動の増加や、インターネットの普及に伴う有害情報の氾濫、子どもを狙った犯罪の増加や子どもが加害者となる犯罪が起こるなど、環境や課題が多様化、複雑化してきており、憂慮すべき現状となっています。

このような環境の中で、子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するためには、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を社会全体で守っていきながら、性別や年齢に関係なく、お互いの個性や違いを認め合い、生まれ育った環境によって左右されることなく成長できるように、社会全体で子どもの育ちや子育てを支援していく必要があります。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であり出発点であることを前提に、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添うことです。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことで、より良い親子関係と子どもの育ちを実現していきます。

子どもの権利を守り、人権の尊重や男女共同参画などの視点を踏まえながら、子どもの育ちや子育てを支援していくことで、久留米市が、子どものいきいきとした明るい笑顔と子育ての喜びに満ちあふれた保護者の笑顔、そしてそこへ優しく手を差し伸べる地域の笑顔に包まれたまちになるように、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として、子ども・子育て支援に取り組みます。

このような基本理念を具現化する4つの基本視点を設定します。

(1) 子どもの幸せを最優先する

子ども・子育て支援は、すべての子どもの健やかな育ちのためにあるものです。子どもに対する支援と保護者に対する支援により、より良い親子関係を築いていけるよう支援し、子どものより良い育ちを実現していきます。

また、家庭の貧困の状況などにより子どもの育ちや自立が制約されることのないよう、子どもの幸せを中心に据えた施策展開を図ります。

(2) 利用者の視点に立った切れ目なく質の高い支援を行う

子ども・子育て支援は、結婚・妊娠・出産期から就学前、就学後とおおむね18歳までのライフステージを想定するものです。その間、保健・医療や保育、福祉、学校教育といったさまざまな行政分野が支援を担っていくこととなりますが、利用者の視点に立った切れ目のない支援を行うとともに、行政・民間事業者ともに従事者の質の向上を図ります。

(3) すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支える

保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であることを前提としつつ、子ども・子育て支援を地域や社会全体で行います。

子ども・子育て支援は、仕事と生活の調和がとれる働き方や、子どもたちが安心して楽しく過ごせる安全な地域づくりの実現などもその重要な要素として含みます。家庭や地域、事業所や行政など、様々な主体が協働して取り組みます。

(4) 次世代を育む親となるための支援に取り組む

子どもたちが豊かな人間性を形成し、夢と希望を持って成長し、自立して生活ができるように、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視野に立って、人権の尊重や男女共同参画の視点を踏まえながら、施策の実施に取り組めます。

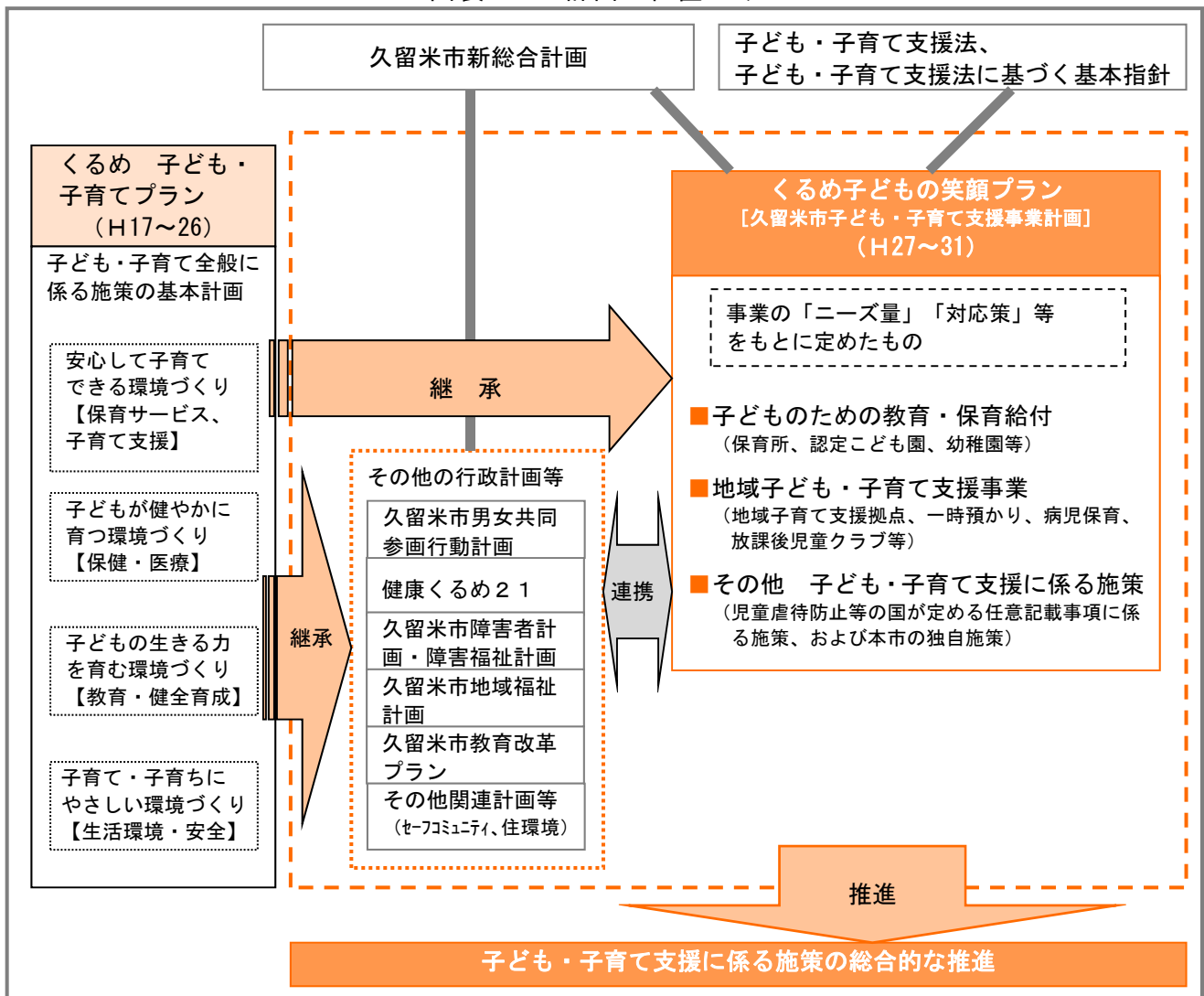
また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境を通して、子育てについて学んでいくことから、現状の子育て支援という視点のみならず、次世代を育む親になるための支援という視点を重視しながら保護者支援に取り組んでいきます。

2 子ども・子育て支援の推進と本計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「久留米市新総合計画」を最上位として定めるものです。法の規定に基づき、今後 5 年間の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量を見込み、その供給体制の確保を図る事業計画となっています。

これまで本市が次世代育成支援対策推進法に基づき推進してきた「くるめ 子ども・子育てプラン」の考え方を継承し、同じく保健・医療、教育、まちづくり等の分野で当該計画を継承するそのほかの行政計画と一体となって、本市の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

図表－1 計画の位置づけ

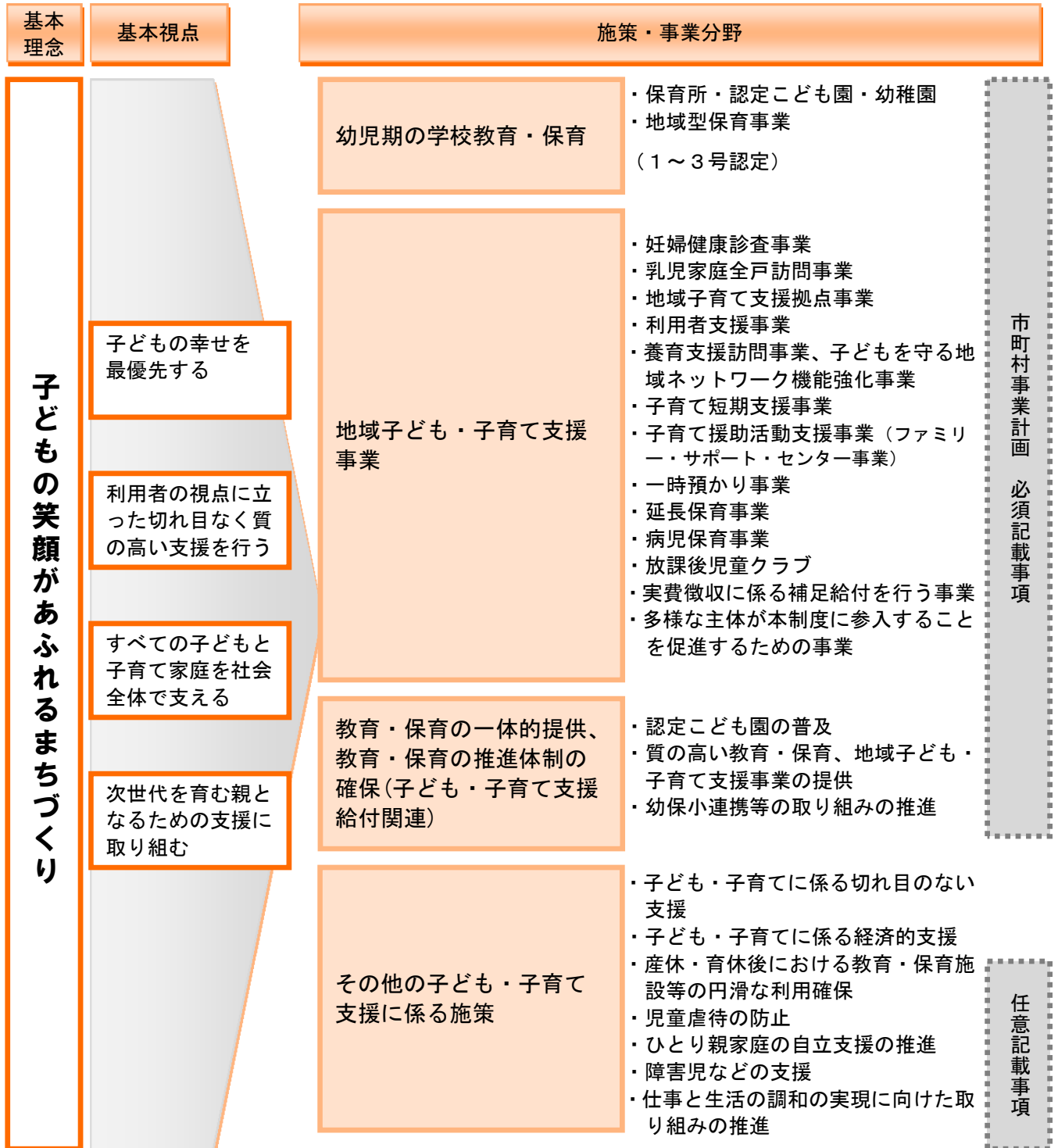


3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とします。なお、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本視点のもと、以下の体系により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の総合的な子育て支援施策の展開を図ります。



5 児童人口の推計

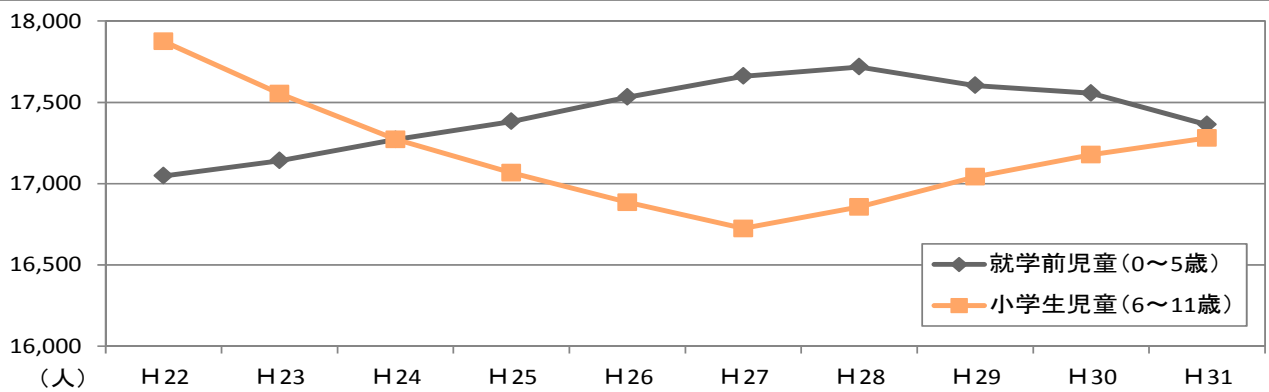
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生の人口について、コーホート変化率法¹をもとに推計した結果は下表のとおりです。

就学前児童人口は、過去 5 年間上昇し続けており、今後も平成 28 年度の 17,718 人まで上昇を続けますが、平成 28 年度をピークに減少に転じるものと見込まれます。

一方、小学生児童人口は、過去 5 年間減少し続けており、平成 27 年度の 16,724 人まで減少するものの、その後は増加に転じ、平成 31 年度には 17,281 人に達するものと見込まれます。

図表-2 就学前児童・小学生児童の人口推計 (単位：人)

		実績値					推計値				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前児童	0歳	2,830	2,906	2,825	2,914	2,871	2,812	2,784	2,756	2,734	2,710
	1歳	2,887	2,896	2,992	2,888	2,989	2,962	2,900	2,871	2,842	2,819
	2歳	2,845	2,882	2,905	3,011	2,907	3,029	3,003	2,941	2,912	2,883
	3歳	2,910	2,815	2,854	2,909	3,013	2,924	3,047	3,019	2,955	2,926
	4歳	2,744	2,908	2,799	2,854	2,884	3,023	2,933	3,056	3,028	2,966
	5歳	2,831	2,734	2,896	2,806	2,868	2,911	3,051	2,961	3,085	3,058
	0～5歳 計	17,047	17,141	17,271	17,382	17,532	17,661	17,718	17,604	17,556	17,362
小学生児童	6歳	2,776	2,803	2,736	2,877	2,799	2,860	2,879	2,995	2,882	2,979
	7歳	2,999	2,753	2,797	2,715	2,860	2,784	2,845	2,864	2,979	2,866
	8歳	2,994	2,992	2,739	2,786	2,724	2,854	2,778	2,839	2,858	2,973
	9歳	3,012	2,974	2,995	2,721	2,784	2,719	2,849	2,773	2,834	2,853
	10歳	3,010	3,018	2,979	2,988	2,718	2,782	2,717	2,847	2,771	2,832
	11歳	3,084	3,014	3,027	2,980	3,000	2,725	2,789	2,724	2,854	2,778
	6～11歳 計	17,875	17,554	17,273	17,067	16,885	16,724	16,857	17,042	17,178	17,281



資料／平成 22～24 年度（実績値）：住民基本台帳人口及び外国人登録人口（4 月 1 日現在）

平成 25～26 年度（実績値）：住民基本台帳人口（4 月 1 日現在）

※住民基本台帳法の改正により、平成 25 年度以降は住民基本台帳人口に外国人住民を含んでいる

平成 27～31 年度（推計値）：コーホート変化率法などによる推計値（年度末現在）

¹ コーホート変化率法：

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法